

入札のご案内

令和7年度第1回立木資格付一般競争入札

場 所	下越森林管理署
日 時	9 月 1 2 日
開 始	1 4 時 0 0 分
締 切	1 4 時 0 5 分
開 札	締 切 同 時 開 札



2号物件（73と林小班）

下 越 森 林 管 理 署

〒 9 5 7 - 0 0 5 2

新 発 田 市 大 手 町 4 - 4 - 1 5

TEL 0 2 5 4 - 2 2 - 4 1 4 6

令和7年度 第1回

立木資格付一般競争入札のご案内

拝啓

盛夏の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から国有林野事業の業務運営に対しまして、格別なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には、日頃から国産材の利用拡大へのご尽力に感謝を申し上げますとともに、これからも国有林材のご愛顧、ご愛用のほど、よろしくお願いいたします。

さて、ご案内のとおり、当森林管理署の令和7年度 第1回立木資格付一般競争入札を9月12日（金）に実施することといたしました。

公売に先立ち、8月18日（月）、8月19日（火）に現地案内を計画しておりますので、販売物件を熟覧いただき、入札にご参加くださいますようご案内申し上げます。

敬具

下越森林管理署長 山本 満久

公 売 公 告

令和 7 年 8 月 8 日

分任契約担当官

下越森林管理署長 山本 満久

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧の上、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和 7 年 9 月 12 日（金）

入札開始 14 時 00 分

締切 14 時 05 分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

下越森林管理署 1 階会議室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒957-0052

新潟県新発田市大手町 4 丁目 4-15 下越森林管理署

（2）到着期限 9 月 11 日（木） 16 時 00 分必着

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留又は配達証明でお送りください。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

力 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件ごとの特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」を参照してください。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

ただし、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

6 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入してください。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消しは認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1－1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立とします。

（２）契約の締結期限は令和７年９月１９日（金）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

１２ 代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000㎡未満は6か月以内、1,000㎡以上は10か月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡しを特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、又は代金延納担保の提供があったときに引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を下越森林管理署へ必ず提示してから搬出してください。

（3）引渡しを受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を下越森林管理署長に提出してください。

1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：下越森林管理署又は下越森林管理署ホームページで閲覧してください。

イ 契約書（案）：下越森林管理署で閲覧してください。

下越森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kaetu/index.html>

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、16へお問い合わせください。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明してください。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書と併せて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書と併せて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙4-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

下越森林管理署 総務グループ（総括事務管理官）

電話番号 0254-22-4146

ポストマスターのメールアドレス ks_kaetsu_postmaster@maff.go.jp

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

入 札 条 件

- 1 1号物件は「官行造林契約」、2号物件は「分収造林契約」のため収益分収となり、代金の納入については、延納は認められません。国の持分については、国の発行する納入告知書（財務省会計センターから発行）により納入していただきます。
官行造林契約者、分収造林契約者の持分については、契約者の指定する金融機関口座に、それぞれ振り込んでいただきます。なお、振り込みに係る手数料は買受者負担となります。（民収分の振込手数料については、あらかじめ予定価格から控除してあります。）
- 2 3号物件は、「分収育林契約」のため収益分収となり、代金の納入については、延納は認められません。国の持分については、国の発行する納入告知書（財務省会計センターから発行）により納入していただきます。
分収育林契約者の持分については、各契約者指定の金融機関口座に、それぞれ振り込んでいただきます（契約者人数は下記のとおり）。また、振り込みに係る手数料は買い受けた者の負担となります。なお、評定に当たって、振込手数料は控除しています。

3号物件 分収育林契約者：3名
- 3 保安林及び自然公園等に指定されている箇所の法令関係手続については、搬出路や土場等を作設・利用する場合、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。県知事へ申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請をしてください。なお、許可区域以外での搬出路の作設は認められませんのでご注意ください。
- 4 伐採搬出の際は、「官民境界標識」に毀損、亡失等のないように作業を行ってください。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元していただくこととなります。
- 5 林産物や林業機械のトラック運搬について、運搬に使用する車輛が運搬区間の道路等周辺施設に損傷を与えず走行できるか現地確認の上入札してください。また、私道・公道における申請等については、買受人において所定の手続を行うこととなります。
万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受人が当該所有者と協議の上、買受人の負担により修復又は賠償等を行っていただくこととなります。
- 6 「現地案内で説明した入札条件等の事項」について承知した上で入札してください。なお、現地案内に参加されなかった者の入札についても、「現地案内で説明した入札条件等の事項」について承知したものとみなします。

特約事項（立木販売） （伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の（1）及び（5）は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - （1）買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する7日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という。）を経由の上、下越森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2）事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3）買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、下越森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - （4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、下越森林管理署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
 - （ア）路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下「林業機械等」という。）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木などの運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置を講じる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、又は、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤を作った上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、おおむね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下「人家等」という。）

又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木などの落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互におおむね 30cm の層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 下越森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は下越森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

入 札 物 件 一 覧 表

物件 番号	森林 事務所	市町村	国有林等	林小班	林齢 (約)	法令制限	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	伐採種	備考
1	佐和田	佐渡市	二宮官造	15ろ	66	土砂流出防備保安林・国定公園 第3種特別地域	スギ外	1.31	1,012	1,106.45	皆伐	官行造林 標準地調査
2	川東	新発田市	高知山	73と	70		スギ	1.91	1,248	1,950.88	皆伐	分収造林 標準地調査
3	三川	阿賀町	廣場岳	215は1	67		スギ外	6.42	4,834	5,636.71	皆伐	分収育林
計								9.64	7,094	8,694.04		

1号物件について

「原木の移出に係る海上輸送に要する経費については、佐渡市が補助金等交付制度を設けています。
この対象となる場合もありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。」

お問い合わせ先：新潟県佐渡市農林水産部農林水産振興課

Tel: 0259-63-3761

(丸太の海上輸送に係る補助金制度についてとお伝えください。)

物件番号	現地案内日時	集合場所	案内者
1	8月18日(月) 10:30集合	佐和田森林事務所 佐渡市八幡914-1	森林官(佐和田) 0259-52-2021 (携帯090-4752-3727)
2	8月19日(火) 10:30集合	川東森林事務所 新発田市大手町4丁目4-15	森林官(川東) 0254-22-9922 (携帯090-4613-3453)
3	8月19日(火) 13:30集合	三川森林事務所 東蒲原郡阿賀町新谷1654-1	森林官(三川) 0254-99-3006 (携帯090-4379-8188)

販売物件明細書

物件番号	1										
物件所在地	新潟県佐渡市真光寺字上手 二宮官行造林地15ろ林小班										
森林事務所	佐和田森林事務所										
面積	林 齢	林名区分	伐採種	樹 種	種 類	材 種	本 数 (本)	材 積 (m³)	搬出期間		
1.31ha	約66年生	官行造林	皆伐	ス ギ	生立木	一般材	1,001	1,098.70	36ヶ月		
				一般材計			1,001	1,098.70			
											一 般 材 平均直径
林内の状況は 下記QRコードからご確認ください 				L	生立木	低質材	11	7.75	36cm		
				低質材計			11	7.75			
								合 計			1,012
※15ろについては標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。											
パソコンからは下記のURLからアクセスしてください											
https://r07263881.theta360.biz/t/b5972efc-3c97-11ee-bf2f-06e15c8163f7-1											
ス ギ 一 般 材 立 木 径 級 別 本 数 内 訳											
径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)				
18	22	36	55	54	11						
20	11	38	55	56	11						
22	11	40	99	64	11						
24	88	42	88								
26	44	44	33								
28	66	46	22								
30	66	48	55								
32	121	50	11								
34	99	52	22					合 計	1,001		
1 号 物 件 入 札 結 果 入 札 枚 数 枚											
		入 札 者				入 札 金 額					
1 番 札											
2 番 札											
3 番 札											

販売物件明細書

物件番号		2							
物件所在地		新潟県新発田市上羽津字高知山国有林 73と林小班							
森林事務所		川東森林事務所							
面積	林 齢	林名区分	伐採種	樹 種	種 類	材 種	本 数 (本)	材 積 (m³)	搬出期間
1.91ha	約70年生	分収造林	皆伐	ス ギ	生立木	一般材	960	1,745.05	36ヶ月
				一般材計			960	1,745.05	
林内の状況は 下記QRコードからご確認ください 									スギー 一般材 平均直径
				ス ギ	生立木	低質材	288	205.83	43cm
				低質材計			288	205.83	
				合 計			1,248	1,950.88	
※73とについては標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。									
パソコンからは下記のURLからアクセスしてください									
https://r07263881.theta360.biz/t/8a3a5818-43d7-11ef-b386-0a8a3e894413-1									
ス ギ 一 般 材 立 木 径 級 別 本 数 内 訳									
径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)		
30	24	48	168						
32	24	50	48						
34	144	56	24						
36	96	60	24						
38	24								
40	24								
42	120								
44	72								
46	168							合 計	960

2 号 物 件 入 札 結 果 入 札 枚 数 枚

	入 札 者	入 札 金 額
1 番 札		
2 番 札		
3 番 札		

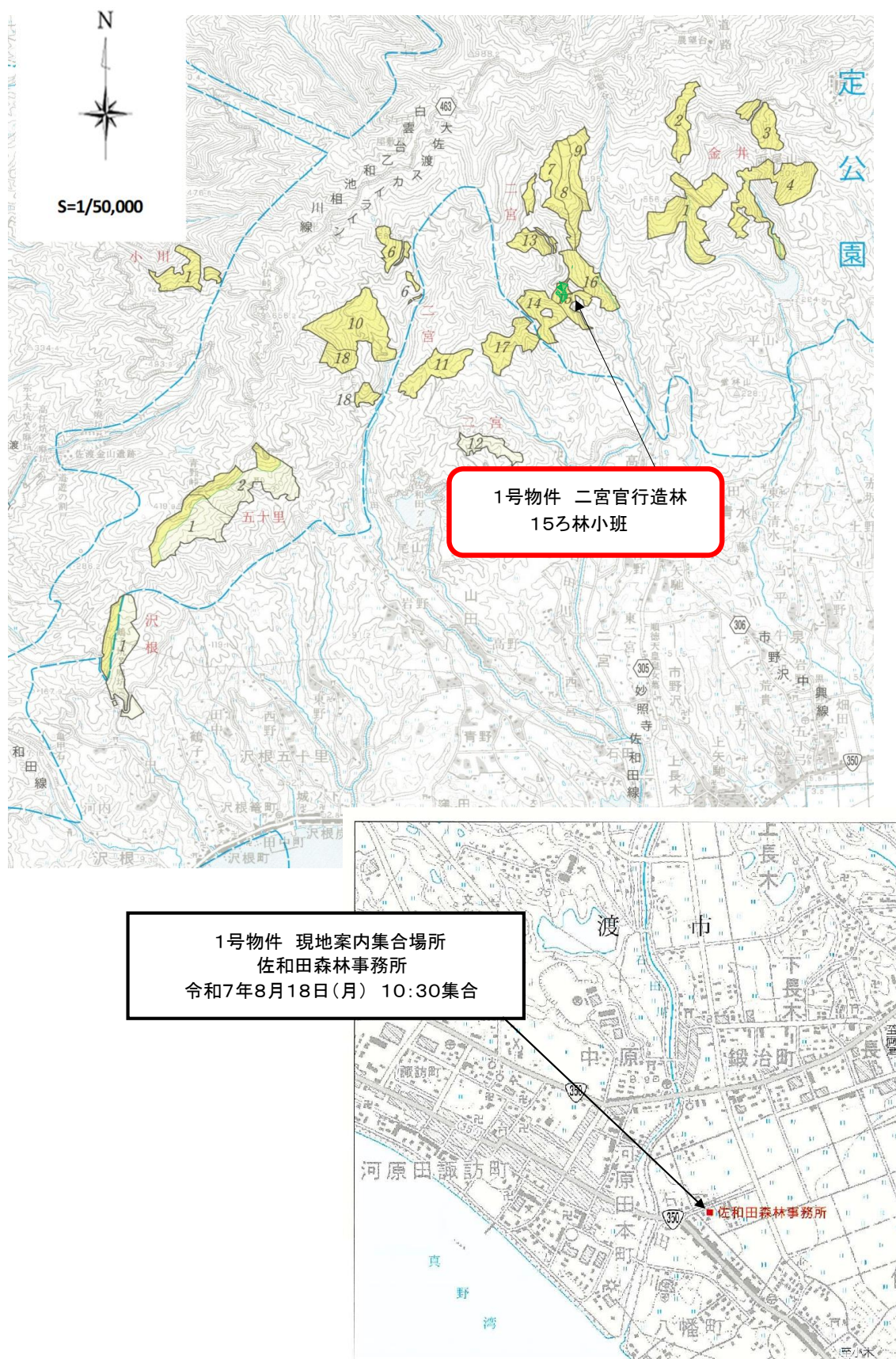
販売物件明細書

物件番号		3							
物件所在地		新潟県阿賀町岡沢字廣場岳国有林 215は1林小班							
森林事務所		三川森林事務所							
面積	林 齢	林名区分	伐採種	樹 種	種 類	材 種	本 数 (本)	材 積 (㎡)	搬出期間
6.42ha	約67年生	分収育林	皆伐	ス ギ	生立木	一般材	2,935	4,481.15	36ヶ月
				ホオノキ	生立木	一般材	5	3.50	
				一般材計			2,940	4,484.65	
林内の状況は 下記QRコードからご確認ください 									スギー 一般材 平均直径
				ス ギ	生立木	低質材	1,585	1,069.94	
				アカマツ	生立木	低質材	27	33.86	40cm
				L	生立木	低質材	282	48.26	
				低質材計			1,894	1,152.06	
				合 計			4,834	5,636.71	
パソコンからは下記のURLからアクセスしてください https://r07263881.theta360.biz/t/bf727692-6bc3-11ee-bf21-0ad00fde431f-1									
ス ギ 一 般 材 立 木 径 級 別 本 数 内 訳									
径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)		
16	4	34	174	52	93				
18	23	36	246	54	77				
20	35	38	244	56	52				
22	49	40	249	58	32				
24	70	42	280	60	28				
26	79	44	215	62	20				
28	126	46	167	64	12				
30	163	48	172	66	6				
32	178	50	137	68	4	合 計	2,935		

3 号 物 件 入 札 結 果 入 札 枚 数 枚

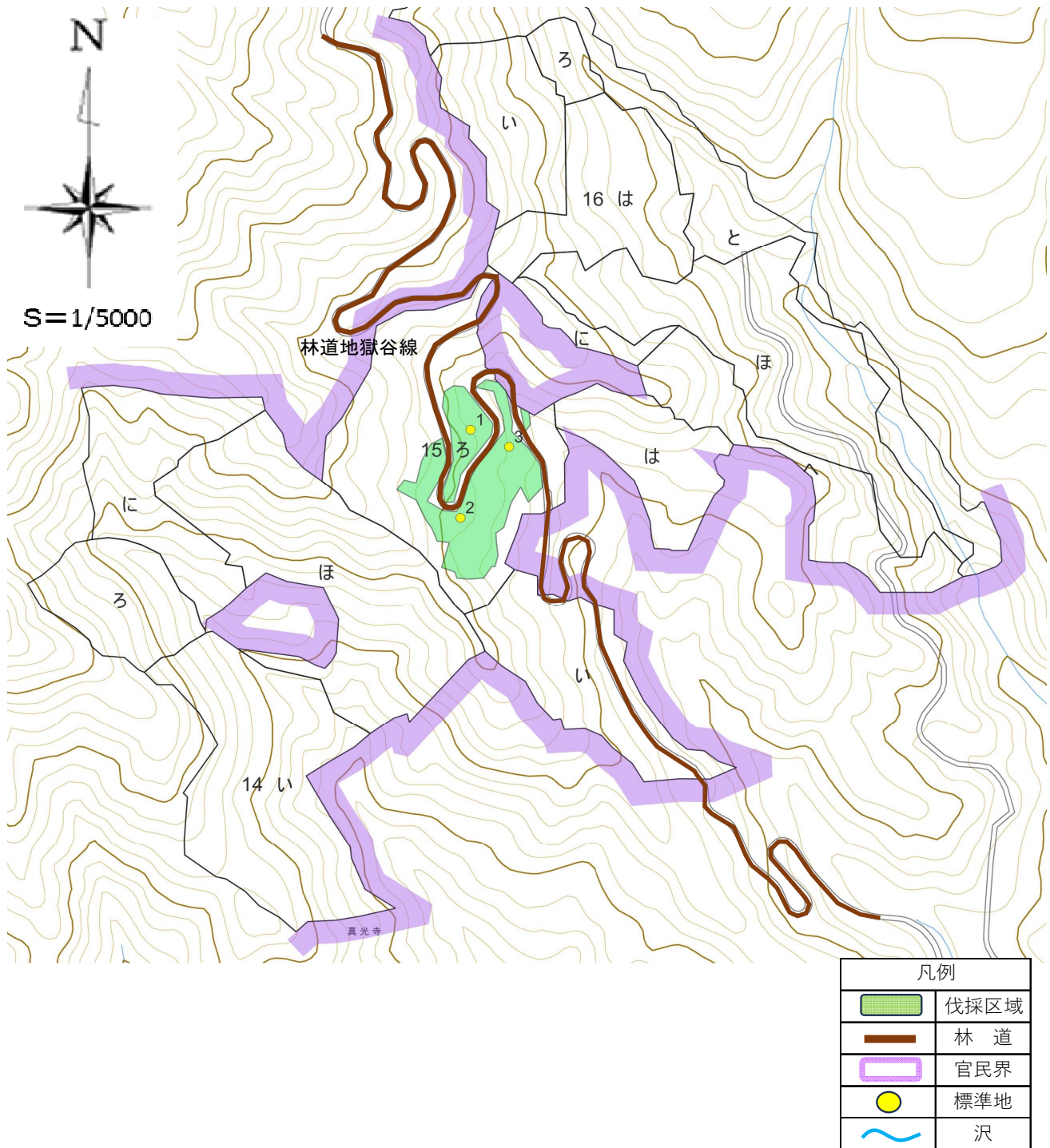
		入 札 金 額
1 番 札		
2 番 札		
3 番 札		

1号物件位置図及び現地案内集合場所



1号物件区域図

佐渡市真光寺字上手 二宮官行造林地 153林小班

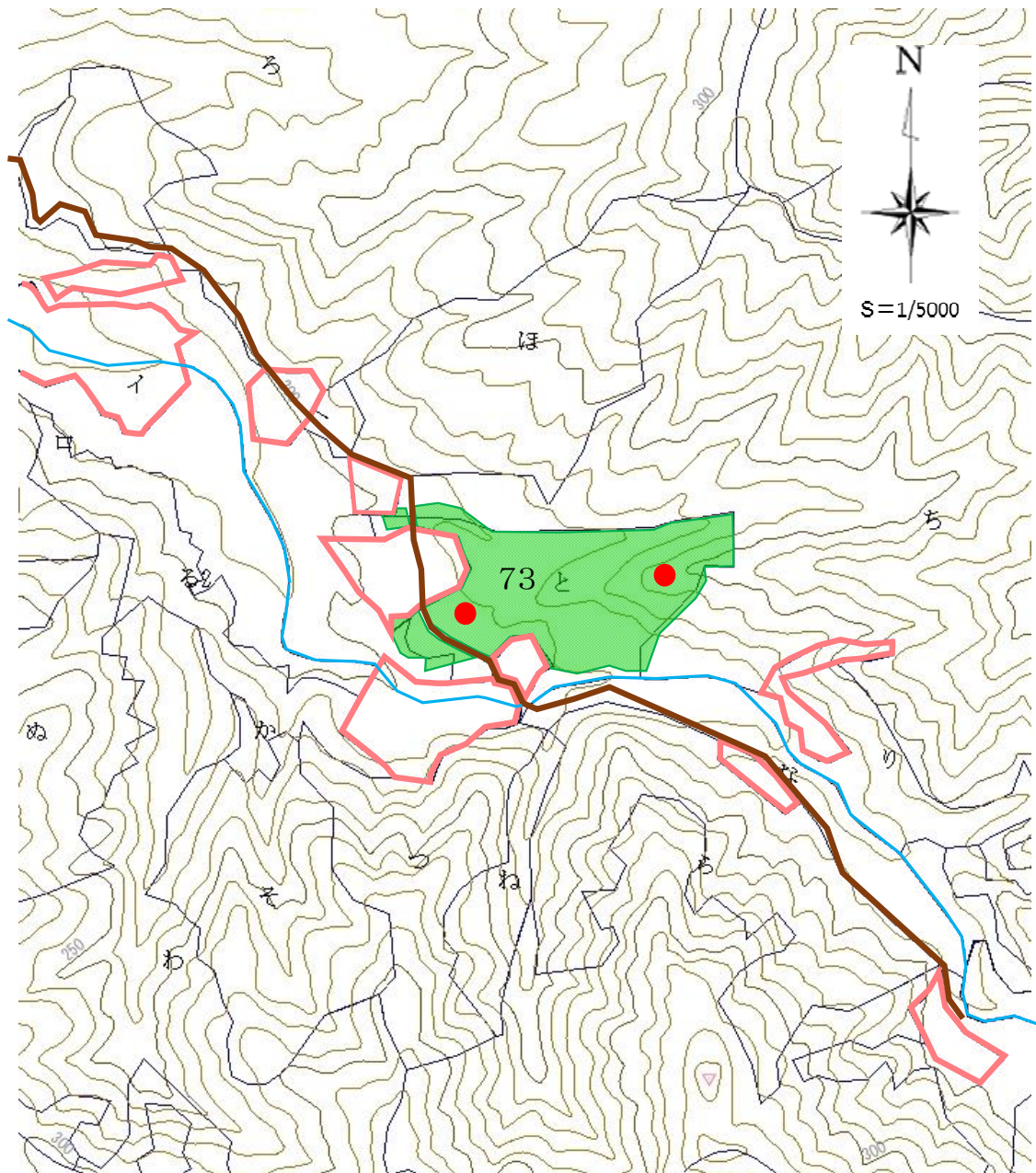


2号物件位置図



2号物件区域図

新発田市上羽津字高知山国有林 73と林小班

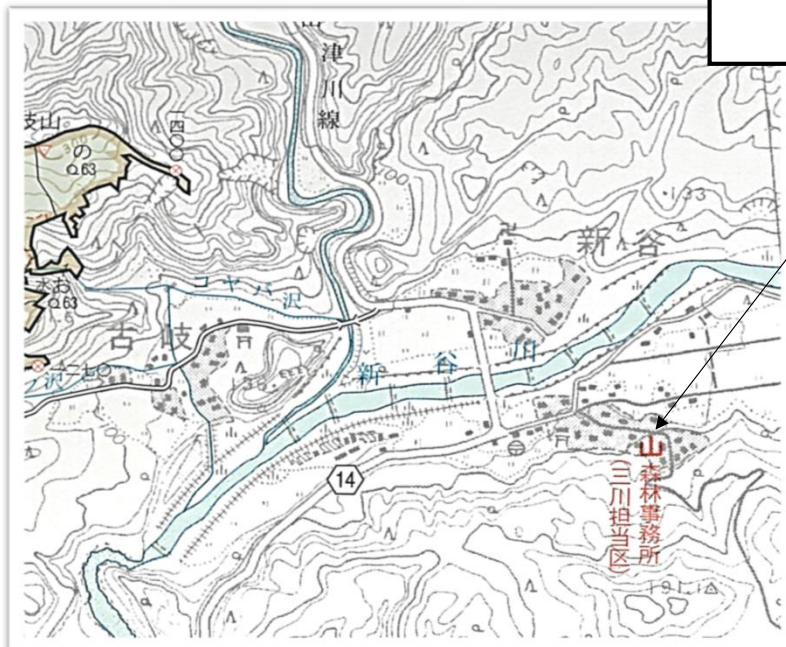


凡例	
	伐採区域
	林 道
	官民界
	標準地
	沢

3号物件位置図及び現地案内集合場所

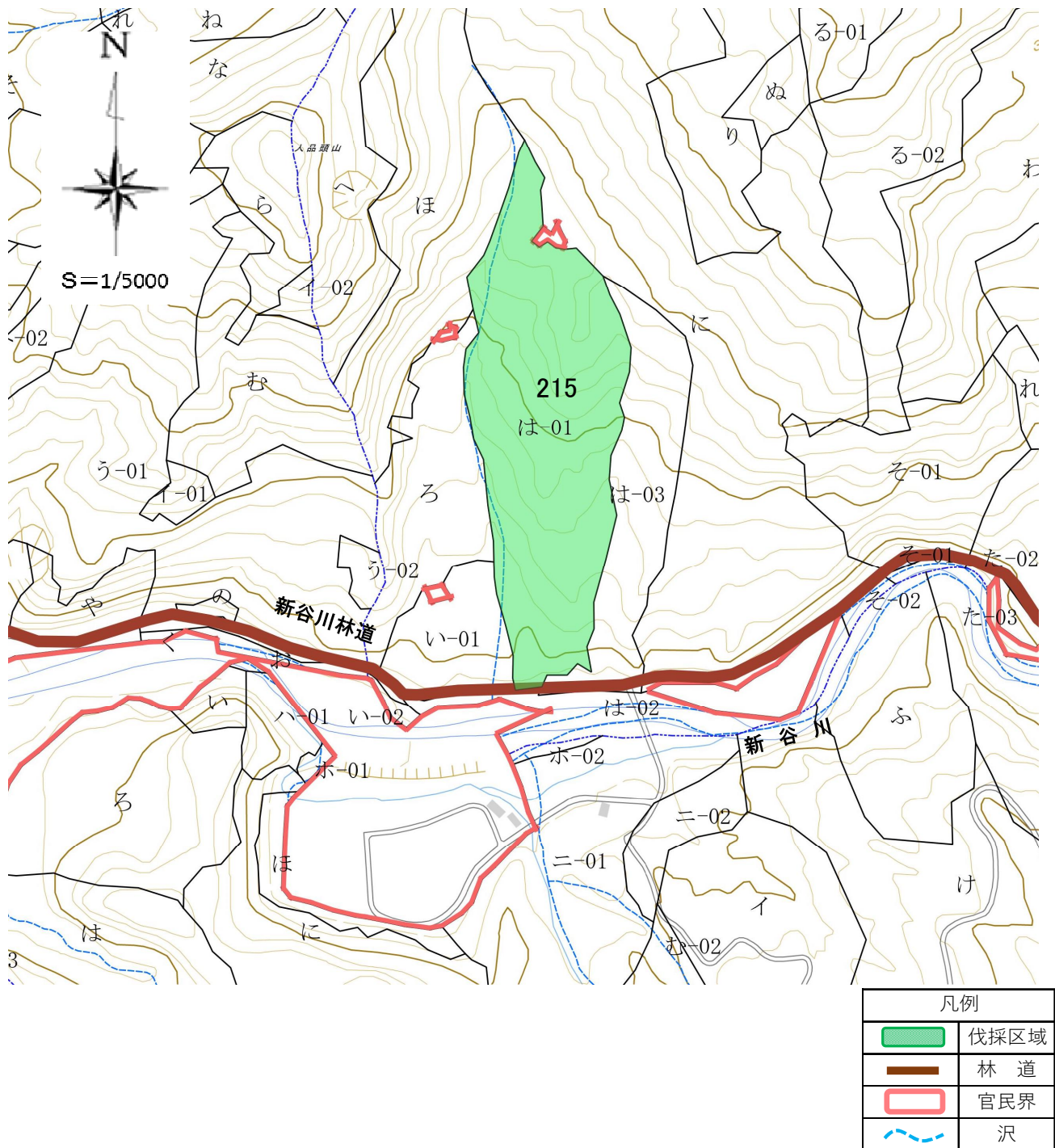


3号物件 現地案内集合場所
三川森林事務所
8月19日(火) 13:30集合



3号物件区域図

阿賀町岡沢字廣場岳国有林 215は1林小班



委 任 状 （例）

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

下越森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出してください。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

官
長

殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

下越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「氏名」を記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(売買契約書別紙)

売買代金明細書

(立木買受者) 様

T8000012050001

下越森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所 (分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等)

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件（官行造林） 5. 00%

2号物件（分収造林） 3. 00%

3号物件（分収育林） 8. 96%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入に係る経過措置の控除率は計算されていません。